

鳥労発基 0604 第 6 号
令和 7 年 6 月 4 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 7 年 3 月 6 日付け鳥労発基 0306 第 3 号「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」（以下「通達」といいます。）によりキャンペーンの展開へのご協力をお願いさせていただいているところです。

今般、標記につきまして、別添のとおり通達の別添 1 「令和 6 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられました。

つきましては、貴団体におかれましても、ご承知いただきますとともに、引き続き、傘下会員等の関係事業者がキャンペーンの実施要綱にある「事業場における詳細な実施事項」及び 6 月 1 日から施行されております熱中症の健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化の防止等のための改正労働安全衛生規則について確実に取組まれますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

参考

○厚生労働省 HP

「令和 6 年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します」

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_58389.html



○鳥取労働局「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」周知用HP

「令和 7 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_02357.html



○鳥取労働局「労働安全衛生規則の一部改正」周知用HP

「職場における熱中症対策の強化について」

URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01848.html

